

一 欠金は次のとおりである。

三番 二番

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会議長 島田 猛 君 議長 野崎 董 君 主事 市川昭利 君
事務局長

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 石川常太郎 君 助役 森田幸造 君 収入役 秋山誠一 君

教育長 篠崎俊夫 君 調査室長 大野史一 君 調査室長 貫井善次 君

調査室長 橋本孝蔵 君 調査室長 上野重勝 君 総務課長 町田倍二 君

税務課長 古谷徳男 君 住民課長 乙津栄吉 君 民生課長 森田 武 君

産業課長 田村忠雄 君 土木課長 兼都市計画課長 森田 猛 君 水道課長 生子国利 君

教育課長 高木 求 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名について

日程第二 会期の決定について

日程第三 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

(議案第五八号)

日程第四 契約締結について(教育関係)

日程第五 基地外排水工事施工に伴う補償等に関する諸願書

諸願書第四号 (審査報告)

午前 九時十七分開議

一 議長(中西虎蔵君) 皆さんお早ようございます。 第五回臨時

議会の開催通知を申しあげましたところ、何かとご忙

中、又悪天候の中をご出席をいただき誠にありがとうございます。

です。

ただいまから昭和四十年第五回福生町議会臨時会を開催いた

しきり。出席議員は現在三十九名であります。さうして本日の会議は成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。日程に入る前に町長からご挨拶を願います。

(町長石川常太郎君登壇)

一 町長(石川常太郎君) 本日第五回福生町議会臨時会を、告来に従ひましてさうとく本日議会をお開きいたしました。誠にありがとうございます。再三の臨時会で然縮に存じますが、取り急ぐ用事もござりますので本日お願ひしたわけであります。本日は条約改正案一件、契約締結同意文一件、以上二件がござります。何とぞさうしく慎重なうご審議をいたさましてご可決のほどお願ひ申しあげらる次第でござります。

一 議長(中西虎蔵君)

日程第一会議録署名議員の指名を行います。署名議員の指名は会議規則第九条の規定により

議長におりて指名いたします。

七番 杉本皆雄議員

八番 岸 茂議員

九番 大野伸大議員

以上三名の方にお願ひいたします。

一 議長(中西虎蔵君)

この際報告事項がありますので事務局長をして報告いたさせます。

(島田議会事務局長報告)

一 七月分例日出納検査実施結果報告(別添参照)

一 議長(中西虎蔵君)

日程第二会期の決定について議題に供します。本会期については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告願います。

(十四番高崎豊吉君登壇)

一、十番（高崎豊吉君）

ご指名がありましたので報告いたします。

本日招集された第五回臨時会の開催に先立ち、去る九月三十日午後三時から議会運営委員会を開催し、会期、日程等を協議し、検討の結果、議会運営委員会といたしましては本日一日限りと決定いたしました。理由といたしましては議案も少なく、かつ即決を要望するところと推されたためであります。内容については申し上げあげます。国保条例の改正案、防音工事の契約締結同意、諸般審査報告であつて理事者からの説明、又担当委員長からの審査報告によりご納得いただけるものと判断したためであります。特に条例改正については一日も早く議決されることにより本年度の保険料賦課分におりて賦税措置に必要なる計算事務の早くでき、賦課の適正を図ることは加入者のためにもなり、国保事業の円滑に運営されることもあり、契約同意案にある



それは防音工事の着手が早くでき、児童が恵まれた環境で勉強するところとできるところとあり、即決の要望に結論されたためであります。

何とぞ議運の決定に付いて理解あるご協力を賜りまして本日の議事運営が円滑にできますようご願ひ申しあげます。

会期につましてはただいま委員長から報告されたとおり九月二十四日一日間と決定いたしましたと思ひます。

一、議長（中西虎蔵君）

ご異議ありませんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

一、議長（中西虎蔵君）

ご異議なしと取りさへう決定いたしました。

一、議長（中西虎蔵君）

日暮町三福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第五十八号を議題に供します。

事務局として議案の朗読をいたします。

(経済課長保長訓詁) 有昭

一議長(中島蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君発言)

一助役(森田幸造君)

お許しをいただきまして議案第五十八号福

生町国民健康保険条例の部を改正する条例案について説明を申しあげたいと思います。

その主な点を要約いたしますとほぼ三点になると考えます。

その第一点でございますが、第十一条の改正であります。現在

の条例におきましては前々年の所得を基礎として所得割を算

定しておりました。最近の国民所得は毎年増

額の余をたどつておりました。これを前年の所得として適

正な保険料を賦課しないとすると前々年の所得と。前

年の所得といいたなくおはかり出しあつたおる次第でございます。



二点ともないです。目録課税徴収の特例等の条文が新たに条

例の中に入れてあつたわけでございます。前年の所得を基礎と

して賦課してやる場合は、四月から九月まで仮算定と

なり。十月に本決定をするという手順になつておるためであり

ます。第三点といたしましては、所得税法及び地方税法の一部

改正による条文、あるいは字句の整理等を行つておる次第でござ

います。特にその中で、低額所得者に計する保険料の賦額

増徴がござります。その基礎は昨年にあつたしては一世帯当り

九万円、一世帯員当り三万五千円にござりました。本年度は三

万七千円に改正されたものは地方税法の住民税の基礎控除にござ

りまして、これらの条文と比べればいたしまして本改正の条例案を

ご審議賜ふものと想なつて提案申しあげた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

一、議長（中西廣藏君）

ふり復疑を行ふ。

異議ありと承知あり

一、議長(中西虎藏君)

二、三、之、復疑を、終結いたし奉る。

おはかりいひます。

議案第五十八号は原案のとおり決すべし

異議ありせん

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一、議長(中西虎藏君)

之與議なしと決りあり。

五之議案第五

大平は東京とあり可決した。した。

議長中西所藏君

目録第四卷の歸結について議果第五十九号まで

議題以供參考。

事務局をして議案の朗読をいささせます。

（野崎議事係長朗読）
省略

寶

議長中西虎藏君

理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君致意壇）

一、
助役（森田章造君）

お許しをいたしまして議案第五十九号

について説明を申しあげたいと存じます。

本來以契的歸結

くつぎとして議会の同意をお願ひする果仲をござりまして、

九月二十二日に行ひました町立第一小学校防音改築第二期工事完了

笑うものさういふのです。

規模は鉄筋コンクリート三階建

て、
二千四百坪、〇二平方米、

契約の形式は去方平三目、中村

事故以下九社を損害競争社を以ていふことにより成す。第一

國から第五國まで
不和をいたしおしなと云う。
諸利有^お之^んさ^りず

せんでしなのを最低
初着るあやう
佐久間建設株式会社に付

レオレテ、契約金額七千五百円、五月五日まで隨意契約をいふ

レバ、と存するものなり。云々。

工期人つて有しては昭和四十

一年九月辛未日少昭和四年三月辛巳日少とす之む方改易

ご意見の通りでございます。ご審議のうえご可決のほどをお願い申し上げます。

一議長(中西虎蔵君)

二より質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)

二いづれ復疑も終結いたしました。

おたのびいたします。

議案第五十九号は原案どおり同意することとご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(中西虎蔵君)

ご異議なしと認めます。よって議案第五十九号は原案どおり同意することと決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君)

日暮五基地外抑々工事施工に伴う補償等に関する諸願書、諸願第四号を議題に供します。本件について

いづれは建設委員会に審査を付託してありますので委員長から

報告願います。

報告願います。

(十五番川辺忠蔵君登壇)

一十五番(川辺忠蔵君)

ご指名がござりましたので審査報告を申し上げます。

(諸願審査報告書朗読) 省略

本件について補定して三の審議結果の概要説明をいたします。

その諸願は非常に重要な問題を含んでおりましたので当委員会としては現地の視察も、二回にわたる慎重な審議を重ねました。

大分、中分、小分については特に慎重を期し、営業補償としての

性格をもつてするものは問題を解決することとなるので、町には例

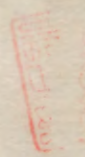
のみの特殊な事として地元にも大きな迷惑をかけ、かつその

期間も長期であるので何んらかの方法で考慮を願うことに

意見が一致し、二及び三については町は早くから被害が発生



した場合は後場の土木課に申出るよう。甚情処理の定は一本
 にして地元にも再三のたてて銘をしておき、この確認もいたし
 るし火のふそのつと十分に調査をし、解決に努力されるよう申
 望し、四つについては町の関係する部分に対する補償は現在の都
 市計画事業をはいのりとする過去の土木事業の負担等もあり、今
 すぐ回答するのには困難であるが、さりとて業者の権利等におい
 て大差があり、今後の土木事業にも支障が生ずると考えられたの
 で、町の考え方もあり、速やかに来着と調整協議して善処願う
 こととし、五つについては諸君の限らずわいわい議員として
 厳守されたいと望む事項であり、六つについては原則的には議会が
 カチすべしものではないとせんが、決定も大事でありますので
 諸君の意に沿えるよう要望するのとになりました。以上の
 次第で、委員会としては採決すべきものと決定いたしました。なお



委員会としては続して第二期工事も近く施工になるが先で
 もありまのて本件に関連する事項については誠意をもつて
 善処するよう要望いたした。以上甚だ簡単であります
 が要点の補足説明を終ります。
 議長（中西虎蔵君） さよう委員長報告に対する質疑を行之
 ます。

（異議なしと呼称者あり）
 議長（中西虎蔵君） さいへて質疑を終結いたします。
 おはかりいたします。諸君第四号は委員長報告のとおり
 り決するに異議ありませんか、

（異議なしと呼称者あり）
 議長（中西虎蔵君） 異議なしと決めます。さうして諸君第四
 号は委員長報告のとおり採決と決定いたしました。

一議長(中西虎蔵君) 本日の日程は全部終了いたしました。 閉会を

宣する前に町長からご挨拶を願います。

(町長石川常太郎君登壇)

一町長(石川常太郎君) ご挨拶とお礼を申しあげます。 本日は早朝

よりご出席を賜り、慎重なるご審議をいただき、 全議案と

もご決定いただき誠にありがとうございました。 国民健康保険

にございまして、本日お決りいただきましたとおり実施いたします。

第2小学校について期限が満了したものを造りかえと思

うておりました。 二いふ第2小学校も普通教室まで、 特別

教室の増設は大方ご賛同をいただいております。 是非とも今後

絶大なるご協力をお願い申し上げます。

議長(中西虎蔵君) 二いさもちまして昭和四十年第五回福

レタ。

午前 九時五十分散会

昭和四十年九月二十日

署名議員

福生町議会議長 中島 虎蔵

議員 杉本 皆雄

議員 山岸 茂

議員 大野 行夫



大 部 本
一 冊 附 録
一 冊 附 録

福総発第 / / / 7 号

昭和4 / 年 9 月 5 日

殿

監査委員 村 野 喜 平 印

斎 藤 博 印

7 月分例月出納検査実施結果報告

このことについて、つぎのとおり報告いたします。

1. 実施日時 昭和4 / 年 8 月 2 5 日 (火)

午前 9 時から午後 2 時まで

2. 場 所 福生町役場住民相談室

3. 出席者 村 野 喜 平 斎 藤 博

4. 検査対象

(1) 昭和4 / 年度福生町一般会計

(2) 昭和4 / 年度福生町国民健康保険特別会計

(3) 昭和4 / 年度福生町と畜場特別会計

(4) 昭和4 / 年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業

特別会計